

答申保第51号  
平成28年3月4日  
(諮問保第66号)

答 申

1 審査会の結論

鹿児島県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった保有個人情報について不開示とした情報のうち、別表の「審査会が開示相当と認めた部分」については、開示すべきである。

また、異議申立人の請求内容の一部については、改めて開示・不開示を決定すべきである。

2 異議申立ての内容

(1) 異議申立ての経緯

異議申立人は、鹿児島県個人情報保護条例（平成14年鹿児島県条例第67号。以下「条例」という。）第11条の規定に基づき、平成26年7月28日付けで、「〇〇都市計画事業〇〇線について以下の文書（別紙1）鹿児島県〇〇市〇〇-〇〇（平成16年市町村合併以前の〇〇郡〇〇-〇〇）付近の金額入り設計書（事業費総括票及び工事設計書及び本工事費内訳書及び施工内訳書）等事業にかかわる一切の書類 鹿児島県〇〇市〇〇-〇〇（平成16年市町村合併以前の〇〇郡〇〇-〇〇）に関する土地調書、物件調書、丈量図、収用委員会に申請した裁決申請書等事業にかかわる一切の書類（別紙2）平成〇年〇月〇日付土地測量再調査申立書（申立人〇〇市〇〇町〇〇番地〇〇鹿児島県知事殿宛の文書）上記文書に記載の土地実地調査書立会調書および測量実施日実施者鹿児島県および隣接土地所有者等立会を必要とする利害関係者の氏名の記載されている文書および一切の記録 平成〇年〇月〇日付土地測量再調査申立書（申立人〇〇市〇〇町〇〇番地〇〇鹿児島県知事殿宛の文書）に対応する県の公式回答書」の保有個人情報開示請求を行った。

これに対し実施機関は、平成26年8月27日付け〇建総第28-60号で、保有個人情報一部開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

その後、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、平成26年9月4日付けで異議申立てがなされたものである。

(2) 異議申立ての趣旨

本件処分の取消しを求めるというものである。

(3) 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書の中で述べている異議申立ての主たる理由は、要約すると次のとおりである。

ア 本件「決定通知書」の「不開示理由」は鹿児島県個人情報保護条例に規定する不開

示理由に該当しない。

イ 収用を行わず、私有地を歩道敷として違法に占有する意思がないのであれば、保存年限を経過した該当公文書はないのであるから、全部開示すべきである。

ウ 鹿児島県個人情報保護条例第13条2号により不開示は同条2号アイに該当する。

エ 鹿児島県個人情報保護条例によって自己情報は不開示処分されないのであるから、第13条第7号に該当しないので、全部開示すべきである。

オ 別紙2に記載した平成〇年〇月〇日付土地測量再調査申立書、及び同文書に対応する県の公式回答書、同文書に記載の土地実地調査書等一切の書類についても鹿児島県個人情報保護条例により自己情報は不開示処分されないのであるから、全部開示すべきである。

### 3 異議申立てに対する実施機関の説明要旨

実施機関から提出された処分理由説明書及び口頭による説明の要旨は、次のとおりである。

#### (1) 本件対象保有個人情報

鹿児島県〇〇市〇〇-〇〇付近の「都市計画街路事業〇〇線」に係る下記文書

ア 設計書，土地調書及び物件調書（以下「対象保有個人情報1」という。）

イ 収用裁決申請書（以下「対象保有個人情報2」という。）

ウ 道路の区域変更の丈量図（以下「対象保有個人情報3」という。）

エ 用地交渉・電話対応等記録簿（以下「対象保有個人情報4」という。）

オ 決裁文書（以下「対象保有個人情報5」という。）

カ 平成〇年〇月〇日付け〇〇(株)の報告書及び〇〇経過報告書（以下「対象保有個人情報6」という。）

#### (2) 一部開示決定の理由

ア 対象保有個人情報1

当該公文書は保存年限を経過したため、保有していない。

イ 対象保有個人情報2

収用裁決申請を行っていないため、存在しない。

ウ 対象保有個人情報3

対象保有個人情報のうち、現所有者及び立会人が記載されている部分については、個人に関する情報であって、異議申立人以外の特定の個人を識別することができることから、条例第13条第2号に該当し、原則として不開示であり、同号ただし書のいずれにも該当しない。

エ 対象保有個人情報4

対象保有個人情報のうち、別表に記載の不開示部分については、個人に関する情報であって、異議申立人以外の特定の個人を識別することができることから、条例第13

条例第2号に該当し、原則として不開示であり、同号ただし書のいずれにも該当しない。  
対象保有個人情報のうち、別表に記載の不開示部分については、県が行う用地交渉事務に関する情報であって、開示することにより当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適性な執行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第13条第7号イに該当し、不開示とした。

オ 対象保有個人情報5

対象保有個人情報のうち、県の対応、又は見解が記載されている部分については、県が行う用地交渉に関する情報であって、開示することにより当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第13条第7号イに該当し、不開示とした。

カ 対象保有個人情報6

当該情報は、県が行う用地交渉に関する情報であって、開示することにより当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第13条第7号イに該当し、不開示とした。

(3) 請求内容に対応する保有個人情報の特定について

異議申立てに係る保有個人情報開示請求のうち、「平成〇年〇月〇日付土地測量再調査申立書（申立人〇〇市〇〇町〇〇番地〇〇鹿児島県知事殿宛の文書）上記文書に記載の土地実地調査書立会調書」については、保有個人情報の特定が行われておらず、開示決定していないことが判明した。

4 審査会の判断

(1) 審査の経過

審査会は、本件異議申立てについて、以下のような審査を行った。

年 月 日	審 査 の 経 過
平成26年9月26日	諮問を受けた。
11月11日	実施機関から処分理由説明書を受理した。
11月13日	異議申立人に処分理由説明書を送付し、意見書の提出を求めた。
平成27年10月20日	諮問の審議を行った。（実施機関から処分理由等を聴取）
平成28年1月21日	諮問の審議を行った。

(2) 審査会の判断

ア 本件対象保有個人情報について

本件処分に係る対象保有個人情報として実施機関が特定したのは、上記3(1)のとおりである。

実施機関は、対象保有個人情報1は保存年限を経過したため保有していない、対象保有個人情報2は収用裁決申請を行っていないため存在しない、対象保有個人情報3のうち、現所有者及び立会人が記載されている部分を条例第13条第2号、対象保有個

人情報4のうち、別表に記載の不開示部分を条例第13条第2号及び第7号イ、対象保有個人情報5のうち、県の対応、又は見解が記載されている部分を条例第13条第7号イ、対象保有個人情報6を条例第13条第7号イに規定する不開示情報に該当するとして一部開示としたとしている。

異議申立人は、本件処分の取消しを求めていることから、不存在を理由とする不開示の妥当性について検討する。

また、これらの情報が実施機関の主張する条例第13条第2号又は第7号イの不開示情報に該当するかどうかについても検討する。

イ 対象保有個人情報1の不存在を理由とする不開示の妥当性について

(ア) 実施機関における文書の保存について

鹿児島県における文書については、鹿児島県文書規程（昭和60年訓令第10号。以下「文書規程」という。）第30条に基づき、保存期間が1年未満であるものを除き、文書管理表により分類、管理しなければならないこととなっており、文書規程第36条に基づき、公文書の保存期間の区分は、1年未満、1年、3年、5年、10年、10年を超える保存を必要とする期間及び永久とされている。

(イ) 対象保有個人情報1について

対象保有個人情報1は、鹿児島県〇〇市〇〇-〇〇付近の「都市計画街路事業〇〇線」に係る設計書、土地調書及び物件調書である。

実施機関は、当該公文書について保存期間経過により廃棄したと説明していることから、審査会が事務局職員に〇〇振興局建設部建設総務課の文書管理表を確認させたところ、当該公文書に係る文書管理表における「都市計画街路（交付金）工事」の保存期間は「10年」となっていた。

実施機関の説明によると、当該事業は平成〇年に事業着手し、用地買収は平成〇年〇月から開始しているとのことである。

したがって、当該公文書については10年の保存期間を経過したため既に廃棄され、存在しないとする実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められず、不存在を理由に不開示とした実施機関の判断は妥当である。

ウ 対象保有個人情報2の不存在を理由とする不開示の妥当性について

対象保有個人情報2は鹿児島県〇〇市〇〇-〇〇付近の「都市計画街路事業〇〇線」に係る収用裁決申請書である。

収用裁決申請書は、土地収用法（昭和26年法律第219号）による事業認定を受けた起業者が、土地収用法第39条の規定により都道府県の収用委員会に対し収用の裁決を申請する際の文書である。

実施機関の説明によると、収用裁決申請は行っていないとのことである。

したがって、当該公文書については収用裁決申請を行っていないため、存在しないとする実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められず、不存在を理由に不開示とした実施機関の判断は妥当である。

エ 条例第13条第2号（第三者に関する情報）該当性について

(ケ) 条例第13条第2号

条例第13条第2号本文では、「開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報と規定している。

また、同号ただし書において、「ア 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」、「ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号本文に該当するものであつても、開示しなければならない旨規定されている。

(イ) 対象保有個人情報3の条例第13条第2号該当性

対象保有個人情報3の不開示情報は、「都市計画街路事業〇〇線」に係る丈量図における現所有者（登記名義人と一致しない土地所有者）及び境界立会者の氏名であり、異議申立人以外の特定の個人を識別することができる情報であると認められる。

登記記録に記録されている事項については、不動産登記法（平成16年法律第123号）第119条の規定により、何人もその証明書の交付を受けることができることから、土地所有者と登記名義人が一致している場合の土地所有者の氏名については、法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報である。

しかしながら、土地所有者と登記名義人が一致しない場合は、法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報ではないため、同号ただし書アには該当しないものと認められ、同号ただし書イ及びウに該当すべき事情も見当たらない。

したがって、対象保有個人情報3の不開示情報を条例第13条第2号に該当するとして不開示とした実施機関の判断は妥当である。

(ウ) 対象保有個人情報4の条例第13条第2号該当性

対象保有個人情報4は、用地交渉・電話対応記録簿であり、用地交渉の適正化を期するため、交渉過程を明確化・客観化し、組織的に把握するため作成するものである。

対象保有個人情報4のうち、用地交渉記録簿1の不開示情報は、「案件」、「受付

日時」、「路線名」、「場所」、「相手方」及び「提示・提出資料」については、異議申立人以外の特定の個人を識別することができる情報であるとは認められない。

用地交渉記録簿2の不開示情報は、「協議場所」に記載された電話番号、「相手方」及び「内容」については、異議申立人以外の特定の個人を識別することができる情報であるが、それ以外の情報（「対応策」を除く。）は異議申立人以外の特定の個人を識別することができる情報であるとは認められない。

用地交渉記録簿4の不開示情報は、「出席者」の一部及び「内容」については、異議申立人以外の特定の個人を識別することができる情報であるが、それ以外の情報（「場所」を除く。）は異議申立人以外の特定の個人を識別することができる情報であるとは認められない。

なお、用地交渉記録簿2の不開示情報である「協議場所」に記載された電話番号、「相手方」、「内容」及び用地交渉記録簿4の不開示情報である「出席者」の一部、「内容」については、条例第13条第2号の不開示情報に該当すると認められるので、同条第7号イ該当性については判断するまでもない。

オ 条例第13条第7号イ（事務又は事業に関する情報）該当性について

（ア） 条例第13条第7号イ

条例第13条第7号本文では、「県の機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を不開示情報と規定している。

さらに、同号本文の「次に掲げるおそれ」として、同号イでは「契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」と規定している。

（イ） 対象保有個人情報4の条例第13条第7号イ該当性

対象保有個人情報4は、用地交渉の適正化を期するため、交渉過程を明確化・客観化し、組織的に把握するため作成するものであり、具体的な交渉内容や県の対応方針等が記載されており、当該公文書は条例第13条7号イに規定する「契約、交渉又は争訟に係る事務」に関するものであることは明らかである。

県が行う用地交渉は、土地の所有者等と対等な立場で交渉を行う点で、民間の土地の取引と変わりはなく、当事者としての利益を保護する必要がある。

また、異議申立人との用地交渉は現在も継続中であることから、用地交渉に係る具体的な交渉内容や県の対応方針等が開示されると、実施機関が行う用地交渉について、当事者として認められるべき対等な地位を不当に害することとなるため、用地交渉の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

そこで、対象保有個人情報4の不開示情報を開示することにより、県が行う用地交渉の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるかについて判断する。

対象保有個人情報4のうち、用地交渉記録簿1の不開示情報は、「内容」につい

ては、具体的な交渉内容が記載されており、開示することにより、用地交渉の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるが、それ以外の情報は、開示することにより、用地交渉の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

用地交渉記録簿2の不開示情報は、「対応策」については、用地交渉に係る県の対応方針等が記載されており、開示することにより、用地交渉の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるが、それ以外の情報（「協議場所」に記載された電話番号、「相手方」及び「内容」を除く。）は、開示することにより、用地交渉の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

用地交渉記録簿3の不開示情報については、用地交渉に係る県の対応方針等が記載されており、開示することにより、用地交渉の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、条例第13条第7号イの不開示情報に該当するとした実施機関の判断は妥当である。

用地交渉記録簿4の不開示情報は、「場所」については、具体的な交渉内容が記載されており、開示することにより、用地交渉の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるが、それ以外の情報（「出席者」の一部及び「内容」を除く。）は、開示することにより、用地交渉の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

用地交渉記録簿5の不開示情報については、用地交渉に係る県の対応方針等が記載されており、開示することにより、用地交渉の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、条例第13条第7号イの不開示情報に該当するとした実施機関の判断は妥当である。

なお、用地交渉記録簿1の不開示情報である「内容」、用地交渉記録簿2の不開示情報である「対応策」、用地交渉記録簿3の不開示情報、用地交渉記録簿4の不開示情報である「場所」及び用地交渉記録簿5の不開示情報については、条例第13条第7号イの不開示情報に該当すると認められるので、同条第2号該当性については判断するまでもない。

(ウ) 対象保有個人情報5の条例第13条第7号イ該当性

対象保有個人情報5は、異議申立人との用地交渉の一環として、異議申立人に対し文書で通知した際の決裁文書である。

上記(イ)と同様、対象保有個人情報5の不開示情報を開示することにより、県が行う用地交渉の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるかについて判断する。

対象保有個人情報5の不開示情報については、用地交渉に係る県の対応方針等が記載されており、開示することにより、用地交渉の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、条例第13条第7号イの不開示情報に該当するとした実施機関の判断は妥当である。

(エ) 対象保有個人情報6の条例第13条第7号イ該当性

対象保有個人情報6は、平成〇年〇月〇日付け〇〇(株)の報告書及び〇〇経過報

告書である。

上記(イ)と同様、対象保有個人情報6の不開示情報を開示することにより、県が行う用地交渉の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるかについて判断する。

平成〇年〇月〇日付け〇〇(株)の報告書は、当該事業の用地測量を実施した事業者の県に対する報告書である。

当該報告書のうち、「文書の名称」、「宛名」、「文書の発出年月日」、「法人名」、「代表取締役の氏名」及び「法人の印影」については、開示したとしても、用地交渉の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

ただし、「法人の印影」については、法人の内部管理に関する情報であって、公にすることにより当該法人の権利その他正当な利益を害するおそれがあること、また、公にすることにより、悪用されるなど犯罪の予防等公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、条例第13条第3号及び同条第5号に該当するものと認められる。

これら以外の情報については、用地交渉に係る県の対応方針等が記載されており、開示することにより、用地交渉の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

〇〇経過報告書は、異議申立人と県の用地交渉の経緯等について組織内で情報を共有するために作成された文書である。

当該文書のうち、「文書の名称」及び「文書の発出年月日」については、開示したとしても、用地交渉の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

これら以外の情報については、用地交渉に係る県の対応方針等が記載されており、開示することにより、用地交渉の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

#### カ 請求内容に対応する保有個人情報の特定について

実施機関の説明によると、異議申立てに係る保有個人情報開示請求のうち、「平成〇年〇月〇日付土地測量再調査申立書（申立人〇〇市〇〇町〇〇番地〇〇鹿児島県知事殿宛の文書）上記文書に記載の土地実地調査書立会調書」については、開示・不開示を決定していないとのことである。

したがって、当該請求内容については、改めて開示・不開示を決定すべきである。

#### キ その他の主張について

異議申立人は、種々主張しているが、いずれも上記の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。



別表（対象保有個人情報4及び6）

対象保有個人情報	不開示部分	不開示理由	審査会が開示相当と認めた部分
用地交渉記録簿1（「土木事務所対応者」欄に「道路建設課；〇〇技術主査」と記載されているもの）	「案件」、「受付日時」、「路線名」、「場所」、「相手方」、「提示・提出資料」、「内容」	<p>条例第13条第2号に該当 異議申立人以外の特定の個人を識別することができる情報であるため不開示であり、同号ただし書のいずれにも該当しない。</p> <p>条例第13条第7号に該当 県が行う用地交渉に関する情報であって、開示することにより当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な執行に支障を及ぼすおそれがある。</p>	「案件」、「受付日時」、「路線名」、「場所」、「相手方」、「提示・提出資料」
用地交渉記録簿2（「土木事務所対応者」欄に「道路建設課；〇〇道路建設第一係長」と記載されているもの）	「案件」、「受付日時」、「路線名」、「協議場所」、「相手方」、「提示・提出資料」、「内容」、「対応策」	同上	「案件」、「受付日時」、「路線名」、「協議場所」に記載された電話番号を除く部分、「提示・提出資料」
用地交渉記録簿3（「日時」欄に「平成〇年〇月〇日（〇）〇：〇～〇：〇」と記載されているもの）	「苦情内容」の一部、「今後の対応」	同上	なし
用地交渉記録簿4（「出席者」欄に「事務所 〇〇所長・〇〇」と記載されているもの）	「案件」、「日時」、「路線名」、「場所」、「出席者」の一部、「内容」	同上	「案件」、「日時」、「路線名」

本答申は、情報公開・個人情報保護審査会条例第15条に基づき公表しています。

用地交渉記録簿5（「日時」欄に「平成〇年〇月〇（〇）〇：〇～〇：〇」と記載されているもの）	「今後の対応」	同上	なし
平成〇年〇月〇日付け〇〇（株）の報告書	全て	条例第13条第7号に該当 県が行う用地交渉に関する情報であって、開示することにより当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な執行に支障を及ぼすおそれがある。	文書の名称 文書の宛名 文書の発出年月日 法人名 代表取締役の氏名
〇〇経過報告書	全て	同上	文書の名称 文書の発出年月日